

○東京藝術大学音楽学部における演奏活動に関わる著作権隣接権等の取扱要項

〔平成24年2月28日  
制 定〕

改正 平成25年10月24日 平成26年3月12日

(目的)

第1条 この要項は、東京藝術大学音楽学部及び東京藝術大学演奏藝術センター（以下「学部等」という。）において、研究・教育目的で行われる演奏活動と、その記録・保存・公開に関わる著作権隣接権等の取扱について基本的な事項を定め、もって学術活動の成果の社会的活用を図るとともに、我が国における音楽藝術の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「演奏作品」とは、構成員が学部等の主催する公演会（練習・ワークショップその他の企画事業を含む。）において演奏（歌唱その他の実演を含む。）を行った作品をいう。
- (2) 「構成員」とは、学部等に所属している全ての者（職員、学生等の身分及び特任、客員等の呼称は問わない。）をいう。
- (3) 「著作権隣接権等」とは、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第89条第1項に規定する実演家の著作権隣接権その他記録・保存・公開に関わる肖像権等の権利を含む。

(著作権隣接権等の帰属)

第3条 演奏作品の著作権隣接権等は、別途合意のない限り、学部等との関係ではその演奏を行った構成員個人（以下「著作権隣接権者」という。）に帰属する。

(利用許諾)

第4条 著作権隣接権者は、その演奏作品について、学部等に対し次の各号に掲げる利用を将来にわたって無償で許諾するものとする。

- (1) 演奏作品の記録に必要な録音・録画及びその編集
- (2) 演奏作品の保存に必要なCD-ROM等のメディアやサーバへの複製
- (3) メディアの配布・販売・貸与、インターネット等を通じた配信その他の提供
- (4) ホームページや印刷物等における広報利用
- (5) 上記各号に定める行為の第三者に対する再許諾
- (6) その他学部等において必要とする利用

(楽曲著作権等の取扱)

第5条 演奏に用いられる楽曲に著作権が存在する場合又は楽譜の貸与契約が必要な場合には、当該演奏活動の責任者たる構成員が適切な契約処理を行う。構成員は、その実演が第三者の著作権その他の権利を侵害しないよう、十全の配慮を行うものとする。

(音楽事務所等との関係)

第6条 構成員が、音楽事務所・レコード会社等との間で著作権隣接権等の取扱を含む契約等を個別に行っている場合には、その旨を学部等に報告するとともに、この要項を含む本学諸規則及び関係法令に基づき必要な処理を行うものとする。

(退職・卒業後の取扱)

第7条 構成員が退職、卒業、修了又は退学した場合においても、在職又は在籍中に行われた演奏に関する著作権隣接権等の取扱については、この要項の定めるところにより行うものとする。

(事務)

第8条 この要項に関わる事務は、学部等事務部が行う。

(例外の取扱)

第9条 記録保存された演奏作品について、第4条第3号、第4号又は第5号を適用することが適当でないと著作権隣接権者が判断した場合、その旨を音楽学部長に申出ることができる。

2 前項の申出があった場合、音楽学部長は著作権隣接権者と協議のうえ、別に取扱うことができる。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、演奏作品の取扱に関し必要な事項は、音楽学部長が別に定める。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。